

平成22年(行ウ)第2号 行政文書不開示決定処分取消請求事件

原告 松山 治幸

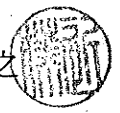
被告 国 (処分行政庁 内閣官房内閣総務官)

被告第3準備書面

平成22年9月21日

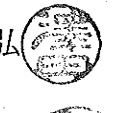
大阪地方裁判所第7民事部合1係 御中


被告指定代理人

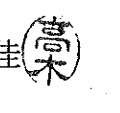
近 藤 裕 之 

平 井 直 也 


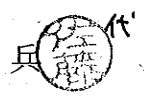




高 橋 秀 典 

澤 田 勝 弘 

網 田 圭 亮 

高 木 里 佳 

米 澤 信 哉 

馬	場	純	郎	
岡	田	幸	兵	
阿	部	左	織	
田	中	康	弘	
中	村	智	之	
佐	藤		有	

1 別紙「本件対象期間の支払に係る対象文書一覧」について

別紙「本件対象期間の支払に係る対象文書一覧」は、本件対象文書、すなわち平成21年9月1日から同月16日までの間（以下「本件対象期間」という。）における内閣官房報償費の支払に係る、①領収書等、②政策推進費受払簿、③支払決定書、④出納管理簿及び⑤報償費支払明細書について、以下のとおり、その記載内容を明らかにしたものである。

以下、本書面の別紙「本件対象期間の支払に係る対象文書一覧」の内容について説明するとともに、同別紙において、領収書等、政策推進費受払簿及び支払決定書の枚数を明らかにすることができない理由についても説明する。

なお、略語は、特に断りのない限り、従前の例による。

(1) ①領収書等について

本件対象期間の支払に係る①領収書等には、政策推進費に関するもの、調査情報対策費に関するもの、活動関係費に関するものが存在する。

このうち、調査情報対策費に係る領収書等の使用類型は会合に、活動関係費に係る領収書等の使用類型は交通費、会合、贈答品、慶弔費及び支払関係経費にそれぞれ分類することができる（なお、領収書等に記録されている情報の不開示事由該当性についての被告の主張（被告第2準備書面6ないし23ページ）も、上記の目的類型及び使用類型の別を前提として述べたものである。）。そして、これらの領収書等には、いずれも別紙記載の内容欄記載の事項が記載されている。

なお、後記2(2)のとおり、本件対象期間の支払に係る領収書等の枚数を明らかにすることは、不開示情報の開示につながることから、A（A aないしA g）の記号で表記した。

(2) ②政策推進費受払簿及び③支払決定書について

本件対象期間の支払に係る②政策推進費受払簿及び③支払決定書は、いずれも存在する。また、支払決定書には、調査情報対策費に係るものと活動関

係費に係るもののいずれも存在する。そして、これらの文書には、いずれも別紙記載の内容欄記載の事項が記載されている。

なお、後記2(2)のとおり、本件対象期間の支払に係る政策推進費受払簿及び支払決定書の各枚数についても、明らかにすることは不開示情報の開示につながることから、B、C(Ca及びCb)の記号で表記しており、また、枚数を明らかにできないことから、①領収書等と支払決定書との対応関係までを示すことはできなかった。

(3) ④出納管理簿及び⑤報償費支払明細書について

本件対象期間の支払に係る④出納管理簿及び⑤報償費支払明細書は、いずれも存在する。そして、これらの文書には、いずれも別紙記載の内容欄記載の事項が記載されている。

なお、これらの文書は、本件事件の被告第1準備書面第3の2(3)ウ及びエ(11、12ページ)、被告第2準備書面第1の4及び5(26ないし29ページ)で述べたとおり、いずれも内閣官房報償費の出納状況全体を管理し、あるいは会計検査院に提出するため各月ごとに作成されるものであるところ、いずれも1枚ずつ存在している。

また、取扱責任者である河村建夫元内閣官房長官の在任期間は、平成21年9月16日までであったため、出納管理簿及び報償費支払明細書における合計額、累計額等の金額は、同日時点におけるものが記載されている。

2 別件事件との関係

(1) 両者がいずれも対象文書の記載内容を審理の必要上明らかにしたものであること

ア 本件と同様に内閣官房報償費の支払関係文書の不開示処分取消訴訟である大阪地方裁判所平成19年(行ウ)第92号不開示決定処分取消請求事件(以下「別件事件」という。)において、被告は、裁判所の釈明に基づき、同事件原告が不開示決定の取消しを求めている対象文書について、平

成21年10月19日付け被告第6準備書面（甲第6号証）別紙1「対象期間中における内閣官房報償費一覧」（以下「別件一覧1」という。）及び平成20年12月17日付け被告第4準備書面（乙第12号証）別紙2（以下「別件一覧2」といい、これらを「別件一覧」と総称する。）のとおり、別件事件の対象文書の記載内容を明らかにした。

イ 別件一覧1の記載内容について

別件一覧1は、別件事件における対象文書につき、対象期間を各月ごとに「平成〇〇年A月」「平成〇〇年B月」等とした上、それぞれについて、内閣官房報償費の支払1件（領収書等1枚ごと。ただし、政策推進費については政策推進費受払簿1枚ごと。）につき、使用目的（本件でいう目的類型）、使用目的区分（本件でいう使用類型）を記載し、さらに調査情報対策費と活動関係費については、支払決定書との対応関係が分かるようにしたものである。

そうすると、別件一覧1により、対象期間中の任意の1か月における政策推進費受払簿及び支払決定書の枚数のほか、調査情報対策費及び活動関係費に係る領収書等については、使用目的区分ごとの枚数がそれぞれ明らかにされている。

ウ 別件一覧2の記載内容について

また、別件一覧2は、別件事件における対象期間全体について、政策推進費の領収書等が存在するものにつき、その支払1件ごと（領収書等1枚ごと）の使用目的及び使用目的区分を記載したものである。

そうすると、別件一覧2により、対象期間全体における政策推進費に係る領収書等の枚数が明らかにされている。

エ 上記のところから分かるように、別件事件における別件一覧と、本準備書面別紙とは、いずれも、非開示決定処分 of 適法性が争われている対象文書の記載内容を可能な限度で明らかにしたものであり、この点において相

違はない。

(2) 本件では、領収書等、政策推進費受払簿及び支払決定書の枚数を明らかにすることができないこと

ア もっとも、本準備書面別紙においては、別件一覧とは異なり、上記のとおり、各文書の枚数を明らかにすることができなかったが、それは以下の理由によるものである。

(ア) 別件事件は、不開示決定の取消しを求める文書に係る支出の対象期間が平成17年10月31日から同18年9月26日までのおよそ11か月にもわたることから、「平成〇〇年A月」としてその期間を特定しない限りでは、上記の「およそ11か月」間のうちのいずれか1か月間の支出に係る情報という限度でしか明らかにならないこと、また、政策推進費に係る領収書等についても、別件一覧2の記載からは、上記対象期間のいずれかの日という以上に作成時期を特定することは困難であるため、上記のとおり対象文書の枚数を明らかにしても、その用途が推測される具体的なおそれは少ないと考えられた。

(イ) しかしながら、本件事件については、本件対象期間は平成21年9月1日から同月16日までの間のわずか16日間しかないため、別件一覧1及び同2と同様の情報を開示し、具体的に限定された期間における関係文書（領収書等、政策推進費受払簿、支払決定書）の作成枚数が明らかになった場合、被告が本件事件で主張しているとおおり、これらの情報と当時の内政・外政の状況などの他の情報とを照合、分析することによって、内閣官房報償費の用途と特定の政策課題等との関係が強く推認され、また、様々な憶測を招くおそれがあり、内閣官房報償費の今後の執行に支障を及ぼすことになる。

イ 情報公開法に基づく不開示決定取消訴訟においては、審理の必要上、対象文書の記載内容を可能な限度で明らかにする必要があるが、対象文書

は、正にその記載内容を具体的に明らかにできないために不開示とされているのであるから、審理に当たり、その記載内容を明らかにするとしても、不開示情報を開示することのないよう、事案に応じて適切な方法を取り得ることは当然である。

本件については、別件事件とは異なる上記の事情から本件対象文書の枚数を明らかにすることができないために、本書面別紙のかたちで、その記載内容を明らかにしたものであり、本件の争点である、本件対象文書ごとの不開示事由（情報公開法5条6号及び3号）該当性の有無については、このようにして明らかにされた記載内容を基に、審理判断を行い得るものであり、各類型ごとの対象文書の枚数までを明らかにしなければ審理が困難となるものではないと考える。

本件対象期間の支払に係る対象文書一覧

文書の種類	内 容	枚 数
① 領収書等	ア 報償費の領収日等の日付 イ あて名 ウ 金額 エ 相手方氏名（情報提供者・協力者等の氏名，交通事業者，会合場所，贈答品の購入先，金融機関等の事業者名） 等	計A枚 ○政策推進費関係 A a枚 ○調査情報対策費関係 A b枚 ○活動関係費関係 ア 交通費 A c枚 イ 会合 A d枚 ウ 贈答品 A e枚 エ 慶弔費 A f枚 オ 支払関係経費 A g枚
② 政策推進費受払簿	ア 文書名（政策推進費受払簿） イ 日付 ウ 前回残額，前回から今回までの支払額，現在残額，今回繰入額及び現在額計 エ 取扱責任者である内閣官房長官の記名押印 オ 事務補助者の記名押印	B枚
③ 支払決定書	ア 文書名（支払決定書） イ 日付 ウ 「下記の金額の支払を要する。」との文言 エ 上記①の領収書等に係る調査情報対策費又は活動関係費の支払決定をした金額（複数の支払を処理した場合はその合計額） オ 支払目的（「調査情報対策費」又は「活動関係費」と，その具体的な内容） カ 支払相手方等 キ 取扱責任者である内閣官房長官の記名押印 ク 支払及び確認を行った事務補助者の記名押印及びその日付	計C枚 ○調査情報対策費関係 C a枚 ○活動関係費関係 C b枚

<p>④ 出納管理簿</p>	<p>ア 文書名（内閣官房報償費出納管理簿） イ 日付 ウ 使用目的等（摘要欄）（「入金」、「政策推進費」、「調査情報対策費」又は「活動関係費」。調査情報対策費及び活動関係費の場合は、上記③の支払決定書の支払目的と同様に、その具体的な内容も記載） エ 受領額（国庫からの入金額） オ 支払額（上記②の政策推進費受払簿の今回繰入額、又は上記③の支払決定書の調査情報対策費若しくは活動関係費の支払決定をした金額） カ 残額 キ 支払相手方等（上記③の支払決定書の支払相手方等） ク その月の受領額及び支払額の合計額 ケ 年度当初からの受領額及び支払額の累計額 コ 平成21年9月16日時点における残額 サ 取扱責任者である内閣官房長官の押印 シ 確認者及び立会者（事務補助者）の記名押印</p>	<p>1枚</p>
<p>⑤ 報償費支払明細書</p>	<p>ア 文書名（報償費支払明細書） イ 報償費支払明細書の記載内容の年月（平成21年9月分） ウ 前月繰越額 エ 本月受入額（国庫からの入金額） オ 本月支払額（下記クの支払金額の合計額） カ 翌月繰越額（平成21年9月16日時点における繰越額） キ 支払年月日（上記②の政策推進費受払簿ないし上記③の支払決定書の日付） ク 支払金額（上記②の政策推進費受払簿の今回繰入額、又は上記③の支払決定書の調査情報対策費若しくは活動関係費の支払決定をした金額）とその合計額 ケ 使用目的（「政策推進費」、「調査情報対策費」又は「活動関係費」） コ 取扱責任者である内閣官房長官の記名押印</p>	<p>1枚</p>